

グループホーム ひまわり 重要事項説明書

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

【1】当事業所の概要

(1) 事業者

名 称	有限会社 メーブルウェルフェアサービス
所 在 地	宮崎県延岡市北川町川内名 8424 番地
法人種別	有限会社
代 表 者	小野 真介
電話番号	0982-46-2515
設立年月日	平成 14 年 4 月 25 日

(2) ご利用事業所

事 業 所 名	グループホーム ひまわり
所 在 地	宮崎県延岡市北川町川内名 8307 番地
施 設 長	牧口 恵子
電 話 番 号	0982-46-2338
FAX 番 号	0982-46-3782
事 業 所 番 号	4 5 7 2 1 0 0 5 7 8

(3) 職員体制

職 名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管 理 者	介護福祉士 介護支援専門員	1	0	1	(兼) 計画作成担当者
計画作成担当者	介護福祉士	1	0	1	介護計画作成
看 護 職	看護師	0	0	0	
介護従事者	介護福祉士	2		7	介護業務
	介護ヘルパー2 級他	5	3		
合 計		8	3	8	

(4) 職員の勤務体制

早出	7:30 ~ 16:30
日勤	9:00 ~ 18:00
遅出	12:00 ~ 21:00
夜勤	21:00 ~ 8:00

(5) 住居および主な設備

定 員	18 名
居 室 (一人部屋)	一室 8.72㎡
台 所	2 室
食 堂 兼 居 間	2 室
浴 室	2 ヶ所
便 所	4 ヶ所

(6) 営業日 年中無休

【2】 サービス及び利用料金等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴 (清拭)・着替えの介助等日常生活の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等。 上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額 (省令により変動あり) が自己負担となります。
保険対象外サービス	別紙のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。

< 利 用 料 金 表 >

① 介護保険自己負担金 (1 割負担の場合)

	名 目	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
日 額	認知症対応型 共同生活介護費 (Ⅱ)	749 円	753 円	788 円	812 円	828 円	845 円
	医療連携体制加算						
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 円					
	合 計	755 円	759 円	794 円	818 円	834 円	851 円

※ 最初の一ヶ月 (入居日から 30 日) は 1 日 30 円の加算料金が加わります。

※ 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) は、上記と別途 1 ヶ月分の総単位数×17.8%を乗じた単位数で算定し、その 1 割をご負担いただきます。

※ 医療連携体制加算・サービス提供体制強化加算・介護職員等処遇改善加算については、附則として別紙に詳細を定めております。

②保険対象外料金

日 額	家 賃	760 円
	食 材 費	1,350 円 (一食 450 円)
	水道光熱費	535 円
	合 計	2,645 円

※ 家電製品(テレビ・加湿器・除湿機等)を居室へ持ち込む際は、1 日 52 円別途お支払いいただきます。

※ その他、オムツ代・理美容代・お小遣い・個人で使用する物等の代金が必要だと思われます。

③月額利用料金 (30 日の場合) (1 割負担の場合)

月 額 (30 日 の場合)		要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	①介護保険 自己負担金	22,650 円	22,770 円	23,820 円	24,540 円	25,020 円	25,530 円
	②保険対象外料金	79,350 円					
	合 計	102,000 円	102,120 円	103,170 円	103,890 円	104,370 円	104,792 円

※ 最初の一ヶ月 (入居日から 30 日) は 1 日 30 円の加算料金が加わります。

※ 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) は、上記と別途 1 ヶ月分の総単位数×17.4%を乗じた単位数で算定し、その 1 割をご負担いただきます。※ 月の途中で、入居・退居となった場合は、日割り計算となります。

(2) お支払い方法

- ① 毎月、10日までに先月分の請求をいたしますので、請求月の末日までにお支払い下さい。
お支払いいただきますと、領収書を発行します。
- ② お支払い方法は、「口座引き落とし」とさせていただきます。ご契約の際にお手続きをお願いいたします。

【3】協力医療機関・福祉機関

医療・福祉機関	
杉本病院	内科・その他
まつだ歯科医院	歯科

【4】サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込み下さい。当職員がお伺いします。認知症対応型共同生活介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ☐ 利用者の都合でサービスを終了する場合
 - ・サービスの終了を希望する30日前までにお申し出ください。
- ☐ 当事業所の都合でサービスを終了する場合
 - ・ご本人の状態、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただきます。場合がございます。その場合は終了一ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ☐ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - ・介護給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当（自立）または、要支援1と認定された場合
 - ・お客様がお亡くなりになった場合
- ☐ 契約の終了について
 - 次に該当する場合は、契約を終了いたします。
 - ・要介護の認定更新において、利用者が「自立」又は「要支援1」と認定された場合
 - ・利用者が死亡した場合
 - ・利用者が病気の治療等その他のため2週間以上、グループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき
ただし、利用者が長期にグループホームを離れる場合でも、利用者又は利用者代理人と事業所の協議のうえ、居室確保に合意したときは本契約を継続することができます。
 - ・利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき
 - ・サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日以内に支払わない場合
 - ・契約時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、これを告げず又は不実の告知を行った場合

- ・お客様ご家族などが当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合等については、お客様は解約を連絡することによって即座にサービスを終了することができます。

【5】ホーム利用に当たっての留意事項

- ・面会は、深夜・早朝の場合は事前にご連絡ください。
- ・外出、外泊は原則として利用者代理人または、身元引受人と同伴でお願いします。
- ・持ち物にはすべて名前を記入してください。

【6】非常災害時の対策

非常時の対応：消防法に基づいて実施いたしております。

【7】身体拘束について

本事業所は、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合においては、理由を利用者本人又は利用者代理人に説明し、解除することを目標に鋭意検討いたします。

【8】緊急時の連絡先

緊急時診療を求める医療機関	主治医または協力医療機関
病院名	
主治医	
住所	TEL

緊急連絡先	1
連絡先（氏名）	
続柄（ ）	
住所	TEL
緊急連絡先	2
連絡先（氏名）	
続柄（ ）	
住所	TEL

【9】グループホームひまわりが加入している損害賠償責任保険

保険会社	株式会社	損保ジャパン
証券番号	8087709868	
保険期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	

【10】サービスの特徴等

(1) 事業目的

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

また、利用者が可能な限りその認知症対応共同生活において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持を図ります。

(2) 運営方針

- ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、介護計画に基づき利用者の日常生活動作及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護従業者は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを趣旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。
- ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護は、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、相談援助などの生活指導、日常生活動作その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
- ・認知症によって自立した生活が困難となった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

【11】 サービス内容に関するご相談や苦情の窓口

グループホーム ひまわり	(苦情受付担当)	(T) 0982-46-2338
	管理者 工藤 善太 (受付時間) 月～金 8:00～17:00	(F) 0982-46-3782
延岡市役所 介護保険課	延岡市東本小路2番地1	(T) 0982-22-7069
宮崎県国民健康保険団体連合会	宮崎市下原町231番地1	(T) 0985-35-5301

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、

本書面に基づき重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	延岡市北川町川内名8424番地
有限会社 メーブルウェルフェアサービス		
名称	グループホーム ひまわり	
(事業所番号 4572100578)		
説明者	印	

私は、本書面により、事業者から(介護予防) 認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所
氏名	印
代理人	住所
氏名	印

◆ 入居に際し、ご用意していただく物 ◆

- ・タンス(丈が180cm以下のものをおすすめします)
- ・上下布団、シーツ類
- ・衣類(日常着・肌着・下着・寝間着)
- ・うわばき、したばき(当ホームにて介護用の安全シューズの紹介もいたします)
- ・タオル、バスタオル(各5～6枚程度)
- ・歯ブラシ、コップ、歯磨き粉その他整容関係品
- ・ボディタオル(入浴用品)

※ その他、ご自宅で使用されていた物を持ち込まれる場合はご相談ください。環境の変化による認知症状の進行を防ぐためにも、今まで使用していた物の持込をおすすめします。

※ 持ち物には全てお名前をご記入ください。

◆ 当事業所により用意する物 ◆

- ・お茶碗、皿、ティッシュペーパーなど日常生活品
- ・ドライヤー等全員で使える物
- ・ベッド(ご自宅で使っている物があれば持ち込まれることをおすすめします)

※ 紙おむつ、紙パンツ、尿とりパットなどは、当ホームで準備し使用した分だけ別途料金をいただきます。ただし、ご家族が自由に持ち込まれても構いません。

～ ご不明な点がありましたら、いつでもご連絡ください ～ 46-2338 (工藤まで)

グループホーム ひまわり

運 営 規 程

(指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

(目的)

第一条 この規程は、有限会社メープルウェルフェアサービスが設置運営する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という。）の運営および利用について必要な事項を決め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第二条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄などの日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第三条 １・本事業所において提供する事業は、介護保険法関係法令の趣旨及び内容に沿ったものとする。
２・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
３・利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
４・適切な介護技術をもってサービスを提供する。
５・常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第四条 本事業所の名称は、グループホーム ひまわり とする。

(職員の員数及び職務内容)

第五条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ①管理者 １名（常勤） 兼務（計画作成担当者）
業務の管理及び職員の管理などを一元的に行う。
- ②計画作成担当者 ２名（常勤）
適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院との連携、調整を行う。
- ③介護職員 11名
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第六条 利用定員は、18名とする。

(介護の内容)

第七条 事業の内容は次の通りとする。

- ①入浴、排泄、食事、着替えなどの介助
- ②日常生活の世話
- ③日常生活の中での機能訓練
- ④相談・援助

(介護計画の作成)

第八条 １・事業の提供するサービス開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。
２・介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容に対し説明し、同意を得る。
３・利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、常に実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第九条 １・本事業所が提供する事業の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に挙げる項目については、別に料金の支払いを受ける。
① 家賃 22,800円
② 食材 40,500円（１食450円）
③ 水道光熱費 16,050円
④ 医療機関受診時の燃料費は実費にて請求する。
※協力医療機関であっても検査等による受診に介護職員が付き添う場合は算定いたします。
※緊急時や施設側の責任による事故等については算定いたしません。
⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適切と認められる費用
２・月の途中における入居または退去については日割り計算とする。
３・利用者の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または口座振込みによって指定期日までに受けるものとする。

(入退居にあたっての留意事項)

第十条 １・対象者は、要支援２・要介護の状態であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
② 自傷他害の恐れがないこと
③ 常時医療機関において治療する必要があること
２・入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
３・退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第十一条 1・本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
2・従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

（緊急時における対応策）

第十二条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。

（身体拘束の禁止）

第十三条 本事業所は、身体拘束その他利用者の行動を制限しないものとする。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人又は利用者代理人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告するとともに記録するものとする。

（苦情処理）

第十四条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受け付け窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第十五条 1・入居者に対する介護サービスを提供するにあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
2・前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（衛生管理）

第十六条 1・サービスを提供するのに必要な整備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
2・従業者は感染症などに関する知識の習得に努める。

（非常災害対策）

第十七条 1・非常災害が生じた場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難などの指揮をとる。
2・非常災害に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練を行う。

（その他運営についての重要事項）

第十八条 1・従業者の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。
① 採用時研修 採用一ヶ月以内
② 経験に応じた研修 随時
2・事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
3・この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

（虐待防止に関する対応等）

第十九条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1・事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2・事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3・事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 4・前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。